

埼玉県警察本部訓令第14号

埼玉県警察の警備実施に関する訓令を次のように定める。

昭和43年 5月29日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察の警備実施に関する訓令

(概要)

この訓令は、警備実施要則(昭和38年国家公安委員会規則第3号)に基づき、埼玉県警察における警備実施の適正な運用を図るため、

警備実施の組織

平素の措置

招集

等について定めている。